

公益社団法人日本ラクロス協会 財産管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ラクロス協会（以下、「この法人」という。）の財産の維持、保存、取得及び運用（以下、「管理」という。）並びに処分についての必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 定款に定めのあるものを除き、財産の管理及び処分については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 本規程で「財産」とは、以下に掲げるものをいう。

- ア 現金
- イ 普通預金
- ウ 定期預金
- エ 受取手形
- オ 未収金
- カ 短期貸付金
- キ 売買目的有価証券
- ク 棚卸資産、商品
- ケ 有形固定資産
- コ 無形固定資産
- サ 投資その他資産
- シ 上記のほか、資産として計上すべきもの

(管理責任者)

第4条 財産の管理責任者は、財務担当理事及び事務局長とする。

(財産等の管理方式)

第5条 財産等のうち、現金は、次の各号に掲げる方法により、安全かつ有利にこれを行い、保管するものとする。

- (1) 預貯金（確実な金融機関に預け入れをする。）
- (2) 貸付信託及び金銭信託（元本補てん契約により元本が保証されるものに限り信託をする。）
- (3) 国債、政府保証債、地方債等（確実な有価証券に限り購入できる。）
- (4) その他理事会にて承認された方法

2 財産は、危険の分散を図るため、過度に集中した管理運用を行わないものとする。

(財産の処分及び担保への提供など)

第6条 この法人の財産にあっては、この法人の事業遂行上やむを得ないと認められる理由がある場合に限り、他の財産に繰り入れ、若しくは担保提供し、又は処分（譲渡、交換を含む）することができる。

2 前項の財産の重要な変更、担保提供、又は処分については、理事会決議による承認を受けなければならない。

(財産等の果実)

第7条 財産から生ずる果実は、公益目的事業、管理運営費用に充当するものとする。

(理事会の関与)

第8条 財産の管理方法については、毎事業年度ごとに理事会の決議により定め、財務担当理事及び事務局長は、その議決された方法に従い、管理を行うものとする。

2 財務担当理事及び事務局長は、早急に財産の運用を変更する必要性が生じた場合には、その変更した直後の理事会に報告し、その承認を得るものとする。

(情報の収集等)

第9条 財産の保全を図るため、事務を担当する職員は、金融機関及び信託会社の信用情報など必要な情報の収集を行い、これを財務担当理事、事務局長及び理事会に報告するものとする。

(規程の変更)

第10条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

この規程は、令和5年6月24日から施行する。

令和5年6月24日 制定